

京都大学大学院経済学研究科 再生可能エネルギー経済学講座 ディスカッションペーパー

日本版シュタットベルケの事業モデルの検討:協働関係に着目して

Considering the Utility Model of Japanese Style Stadtwerke: Focusing on Collaboration Relationships



2024年3月

March 2024

広島修道大学 人間環境学部 助教 **白石智宙**

Shiraishi Chihiro

Assistant Professor,

The Faculty of Human Environmental Studies, Hiroshima Shudo University



日本版シュタットベルケの事業モデルの検討:協働関係に着目して

Considering the Business Model of Japanese Style Stadtwerke: Focusing on Collaboration Relationships

広島修道大学 人間環境学部 助教 白石智宙 Shiraishi Chihiro

Assistant Professor, The Faculty of Human Environmental Studies, Hiroshima Shudo University

Abstract:

This paper examines how the advantages of the Stadtwerke business model in Germany can be realized in public utilities in Japan. Specifically, considering differences between Japan and Germany in terms of stable business income, guarantee of publicness through municipal involvement, and integrated supply of public utilities, the study investigates the Japanese form based on a survey of Stadtwerke in Germany. In examining the Japanese form, it raises the possibility of "Stadtwerke-like collaboration" through collaboration of multiple entities within and outside municipalities, while taking into account the research accumulation on the "Japanese Style Stadtwerke" that has traditionally been perceived as the expansion of other public utilities within a single business entity.

Keywords: Stadtwerke, Japanese style Stadtwerke, business for public interest, collaboration, urban and rural

要旨

本稿では、ドイツのシュタットベルケの事業モデルが有する利点を日本の公益事業においてどのように実現するのか検討した。具体的には、安定した事業収入、自治体関与による公共性の担保、公益事業の統合的供給という点において日独間で相違があるなか、ドイツのシュタットベルケの実態調査を踏まえて、その日本的形態を検討した。そして日本的形態を検討するに際して「日本版シュタットベルケ」に関する研究蓄積を踏まえながら、従来は単一の事業体における他の公益事業の展開として捉えられていた事業モデルに対して、自治体内外での複数事業体の連携による「シュタットベルケ的協働」の可能性を提起した。

キーワード: シュタットベルケ、日本版シュタットベルケ、公益事業、協働、都市と農村



はじめに

近年、ドイツのシュタットベルケ (Stadtwerke) を参照しながら、日本の公益事業¹ のあり方を検討する国内研究の蓄積が進んでいる。具体的には、該当する事業が地域経済に及ぼす影響を分析した研究(瀧口、2015;諸富、2020) や自治体経営にとっての意義を分析した研究(諸富、2020)、シュタットベルケの事業体としての事業展開や経営の実態を分析した研究(朝日ら、2020;諸富、2020;ラウパッハ、2017、2020、2021;尾崎、2022)、日本の地方公営企業とドイツのシュタットベルケを比較した研究(宇野、2018;宇野、2019;関・加藤、2023a;関・加藤、2023b)、そしてドイツのシュタットベルケの実態調査研究(宇野、2016;中山、2017;山本、2017;関・加藤、2020;小谷ら、2021)である。

これら先行研究から導出される研究課題の1つとして、ドイツのシュタットベルケの事業モデルを、日本においてどのように実現するのかというものがある。その背景には、人口減少を伴う高齢化が進展する一方、供給インフラの維持・更新の投資需要が増加しており、公益事業の供給存続が課題となっている事態が指摘される。そのためこの課題解決に、ドイツのシュタットベルケの事業モデルが有する「公益事業の統合的供給」「自治体関与による事業の公共性担保」「地域経済および自治体財政への貢献」といった利点(諸富ら、2023)が貢献しうるのかどうかが研究の焦点となっている。しかしドイツのシュタットベルケの事業モデルをそのまま日本に導入することは、日独両国間の法制度の相違上できないため、ドイツのシュタットベルケの事業モデルが有するこれら3要件を実現するシュタットベルケの日本的形態が明らかにされなければならない。先行研究では、この日本的形態の1つとして「日本版シュタットベルケ」という概念を用いて、事業モデルのあり方が検討されてきた。

そこで本稿は、まず先行研究から日本版シュタットベルケとドイツのシュタットベルケの事業経営上の相違点を整理する。そしてドイツのシュタットベルケの実態調査を踏まえ、日本版シュタットベルケを含むシュタットベルケの日本的形態に関する先行研究の成果をレビューしながら、日本版シュタットベルケの事業のあり方について考察する。

1. 先行研究レビューと調査対象

1.1 ドイツのシュタットベルケと日本版シュタットベルケの相違点

先行研究において指摘されてきたドイツのシュタットベルケと日本版シュタット ベルケの相違点について、本稿では次の3点に焦点を当てる。

第一に、配電網の所有である。配電網の所有は、託送料金を通じてシュタットベル

¹ ここでいう「公益事業」とは、先行研究が主として扱っている事業分野としては、水道事業・下水道事業・小売電気事業・発電事業が挙げられる。



ケに安定した収入をもたらし、更には配電網所有を通じてより広範なエネルギーサー ビスに手を広げることができると評価されている(中山、2017)。対して日本では、 配電網は基本的に一般送配電事業者が所有し経営しているため、自営線を敷設してい ない限り、託送料金を支払わなければならず、安定した収入の確保には貢献しない。 第二に、自治体関与の程度についてである。ドイツのシュタットベルケは、自治体 直営であるか自治体が基本的には100%を出資し、少なくとも過半出資する事業体で ある。自治体非直営事業体の設立は競争的環境において経営の自由度を確保しながら、 同時に公共性を担保する方法として用いられている(字野、2018; ラウパッハ、2021; 宮森征司、2023)。対して日本では、日本版シュタットベルケとして自治体新電力を 想定する場合、自治体が過半出資している事業体は例外的である(稲垣、2021 P.3)²。 そのため過半出資以外の方法における事業の公共性担保の方策が検討されなければ ならない。また日本版シュタットベルケとして地方公営企業を想定する場合、直営で あることにより公共性の担保については有利点が存在する(字野、2016 P.32)。しか し次に第三の相違点として取り上げる事業間補填が、個別事業経営が基本原則である 地方公営企業の特徴を受けてできないため、ドイツのシュタットベルケの事業モデル のように複数の公益事業の統合を単一事業体内で実現するには特有の困難がある。

第三に、ドイツのシュタットベルケでは「生存配慮事業(Daseinsvorsorge)」と法的に定義される公益事業群について、シュタットベルケ内での黒字事業から赤字事業への収益補填が可能である。これにより収益化が困難な公益事業の供給を確保している。対して日本では、既に述べたように地方公営企業については事業間での補填は原則として認められていない。ただし2012年度より施行された地方公営企業会計制度の改正に関わる第1次地方分権一括法によって、地方公営企業の剰余金処分において自治体の裁量の余地が高まった。例えば公営電気事業では剰余金を用いた基金設立の動向があるが、その活用には課題が存在している(太田、2022;諸富ら、2023)。同様に地方公営企業の附帯事業の活用も、先行研究がほとんどないが、その可能性は極めて限定的であると考えられる³。また自治体新電力については、他の公益事業への補填が可能であるほど、中核となる小売電気事業が利益を上げづらい現状がある。

以上の相違点について、ドイツのシュタットベルケの経営者がどのように認識しているのかを把握するため、実態調査を2023年5月9日~11日にかけて実施した。調査対象は次節の通りである。

1.2 調査対象

1.2.1 調査対象①: Stadtwerke Wolfhagen⁴

² ただし、宮古市のように過半出資している事例は存在しているため、一概に述べることはできない(三上、2023)。

³ 日本の地方公営企業には「附帯事業」が認められており(太田、1991)、従来は第三セクターの公共交通分野の研究で、近年は民間活力の導入において焦点が当てられてきた(大島・金目、2012)。しかし、地方公営企業法の法適用事業は附帯事業として実施することができないとされており(総務省、2016)、公益事業を維持するために他の公益事業の収益から補填するような事業経営は難しい。

⁴ 以下情報は、2023年5月9日に現地で実施したヒアリング調査による。



ヘッセン州のWolfhagen (ヴォルフハーゲン) に立地している有限責任会社 (GmbH) の形態を採るシュタットベルケ。ヴォルフハーゲンは人口約13000人の都市であり、ガス・発電(電源:風力・バイオマス・太陽光)・小売電気・上水道・廃棄物回収・街灯管理・料金徴収・系統運営・交通を担っている。2004年末にE.ONから配電網の買い戻しを決定、2006年に実現した。ヴォルフハーゲンSWは、2019年まではヴォルフハーゲン市が75%、Bürger Energie Genossenschaft Wolfhagen (BEG) という協同組合が25%を出資している。また2020年にはBEGの出資比率を39.69%に引き上げている。ヴォルフハーゲンSWは子会社として、それぞれ100%出資で発電会社と系統(水道管含)運営会社 (RWL: Regionalwerke Wolfhager Land) を設立している。

1.2.2 調査対象②: Stadtwerke Rosenheim⁵

バイエルン州のRosenheim (ローゼンハイム) に立地している有限合資会社 (GmbH&Co. KG) の形態を採るシュタットベルケ。ローゼンハイムは人口約64000人の都市であり、電気・ガス・熱供給・水道・通信・放送・浴場・廃棄物・系統運営を事業内容とする。そのうち通信・放送は子会社 (komro) を設立している。

1.2.3 調査対象③: LaNEG Hessen⁶

2013年に設立されたヘッセン州のエネルギー協同組合のネットワーク組織(正式名称は、LandesNetzwerk BürgerEnergieGenossenschaften Hessen e.V.)。

1.2.4 調査対象④: KU BW⁷

自治体企業連合(VKU)のバーデン=ヴュルテンベルク州支部。

2. 調査結果

まず配電網所有からの収入は「安定した貧乏」という評価がなされていた。その意味するところは、確かに託送料金を通じて安定した収入がもたらされるが、同時に配電網の更新投資が必要な時期となっており、更に今後導入拡大が予想される太陽光発電に向けて増強投資も必要となるというものであった。

続いて自治体の関与について。自治体の出資は税金を通じて行われている。そのためシュタットベルケは全市民に公正でなければならない。しかし自治体以外の出資を受け入れることは、一部の市民、特に富裕層にそのような出資事業の収益を配分することになり、望ましくないという評価がVKUによってなされていた。しかし一方でシュタットベルケとしては、FITが終了した後も、更なる再エネ電源開発のための投資資金が必要となるなか、市民出資の取り込みは有力な方法であるとみなされている。

⁵以下情報は、2023年5月11日に現地で実施したヒアリング調査による。

⁶ 以下情報は、2023 年 5 月 10 日に現地で実施したヒアリング調査による。

⁷以下情報は、2023年5月12日に現地で実施したヒアリング調査による。



この収益還元におけるVKUの懸念に対しては、協同組合組織を介した出資方式を採り、また1人当たりの出資上限を設け低所得層への配慮を制度化するという対応が見られた。具体的には、BEGから39.69%の出資を受け入れているシュタットベルケ・ヴォルフハーゲンでは、出資の際に分割払いを可能にし、出資者1つ当たりの出資口数を40口に制限している。そしてBEGからはシュタットベルケ・ヴォルフハーゲンの監査役会11名のうち4名を派遣されている。更には、市民が出資という形でシュタットベルケの再エネ電源開発に参加することが、再エネに対する市民の受容性を高め、アイデンティティの形成に貢献するとの評価もなされていた。

またシュタットベルケでは雇用創出、事業の発注先、配当や税収を含む経済効果についてまで徹底した地元帰属を意識して経営されている。特にシュタットベルケから自治体への配当や税収については、それを地域内に再投資することが意識されていた。経営側はこのようなシュタットベルケの地域貢献が消費者に評価され、競争力源になっていると認識している。

なおシュタットベルケの生存配慮事業は、供給の存続およびその利益率は法的に定義され、自治体に義務付けられている。そのためシュタットベルケとしては、事業体全体で事業間補填をすることによって利益を最小化することが経済合理的な選択となる。そのため経営側としては、黒字事業と赤字事業を明確に区別して内部補助を行っているという意識は低いようである。それよりもシュタットベルケの事業全体を総合して全体の最適化を目指すようなサービス供給、いわばサービス供給の「総合性」の確保が目指されていた。シュタットベルケの商圏のなかで、同じ事業であっても赤字地区もあれば黒字地区もあり、事業内での地域間補填のような構造も当然ながら存在している。

3. 考察

既に述べたように、日本の場合、新たに配電網を所有してその託送料金から安定的な収入を確保することは現実的ではない。そのため、日本版シュタットベルケとしては、ドイツのシュタットベルケの配電網所有に代わるような安定した事業収入の確保をどのように実現するのか検討する必要がある。この事業分野を検討する際には、ドイツのシュタットベルケが供給インフラ管理において実現している相乗効果を踏まえなければならない。シュタットベルケの利点の1つとして、公益事業の供給インフラの統合的な管理による効率化があり、日本版シュタットベルケにおいて、このインフラ管理における効率性や相乗効果をどのように実現していくのかは、重要な論点であり、シュタットベルケを参照する意義ということができる8。

そのうえで、自治体内の既存の事業体を改組するか新たに創設することが日本版シュタットベルケの実現に近いといえる。しかし既に述べたように、そのような事業体

4 2024 年 3 月

⁸ このような視点は、例えば水道事業については関・加藤 (2020) が論じている。



を自治体内に創設することは難しい。

直営方式での実現が難しい場合、自治体外に創設するという方策が現実的な手段となる。この場合、日本の第三セクター失敗の経験を踏まえ、当該事業体の経営への自治体関与、特に経営悪化や経営破綻を回避する経営ガバナンスのあり方が検討されなければならない。第三セクターにおけるこの点については先行研究で、国の政策的支援と、公的資金による「暗黙の保証」を背景とした、曖昧な官民関係による経営責任面の問題、また過大な需要予測に基づいた事業内容の問題、運営面での安易な収支計画の問題が指摘されている(入谷、2008;中島、2010)。それに対しては、議会と住民による監視強化(入谷、2008 P.174)、収益を高める経営力の強化(長谷川ら、2009)などが提起されており、「日本版シュタットベルケ」においてこれら公共性担保のための取り組みの実現が必要である。

では、このような公共性担保のための取り組みを盛り込みつつ、シュタットベルケの意義を実現するような日本版シュタットベルケとはどのような可能性があり得るのだろうか。日本版シュタットベルケは、相次ぐ自治体新電力の設立を受けて「自治体エネルギー公益的事業体」(諸富、2021)を典型例とした理解が提起されている。しかし、シュタットベルケの特徴は、複数の公益事業の統合がなされているという点にある。そのため、エネルギー事業を中核事業としているとしても、地方公営企業といった他の公益事業との連関にまで視野を広げる必要がある。またその中核事業として、エネルギー事業以外の収益性の見込まれる公益事業を検討することも必要だろう。そもそも日本版シュタットベルケのこれまでの分析視角は、単一の事業体を念頭に置き、そこから他事業への展開や既存事業内での効率化を考えるものだった(図1)。

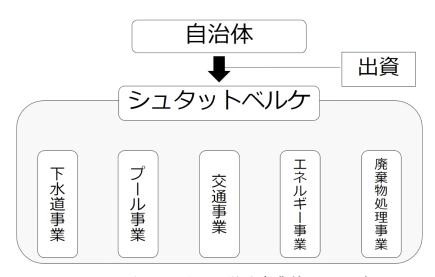


図 1 シュタットベルケ単独事業体イメージ図

出所:筆者作成

注:図中で挙げている公益事業は一例である。

しかし上述したドイツのシュタットベルケにおけるサービス供給の総合性を踏まえると、商圏である地域に必要な公益事業のメニューを総合的に捉え、そのサービス



を地域住民に供給している公益事業を包含する連携体のようなものを想定することもできるのではないか(図2)。このような連携体を仮に「シュタットベルケ的協働⁹」と呼ぶとすれば、従来は単一事業体のようなものとして想定されていた日本版シュタットベルケの事業体モデルを拡張することができるかもしれない。

このような協働関係の構築は、単に同一地域内において公益事業が別々の事業体に よって供給されているということを意味するものではない。事業体間で協定を締結し たり、共同出資を通じて協働を具体的に進めていくための別会社を設立したり、それ ぞれの事業内容について実際に事業連携を行ったりするといったものが想定される。 また、この連携体における協働関係がシュタットベルケ的であるというのは、その 地域における公益事業のサービス供給のための関係構築であることに由来する。ドイ ツのシュタットベルケにおいても、その全てが持株会社形態を含めて単一の事業体に よって公益事業を供給しているわけではない。ドイツのシュタットベルケにおいて単 一事業体を超えた協働関係は、資本関係を通じた構築事例として報告されている。例 えばシュタットベルケ・ウルムとシュタットベルケ・ノイウルムは近隣の小規模自治 体と共同出資によって新たなシュタットベルケを設立して水道事業の広域化を実現 している(関・加藤、2023b)。また別の例としてハノーファー市のシュタットベル ケは、別自治体のシュタットベルケと共同出資して持株会社を設立、その株式を持ち 合う形で関係を構築している(宇野、2018)。これらはいずれもシュタットベルケ間 での広域化の事例ではあるが、資本関係を含む事業体間の関係構築によってドイツの シュタットベルケが有する公益事業のサービス供給の総合性を実現することが、日本 においては実現可能性が高いと言えるかもしれない。

6 2024年3月

⁹ なお、上下水道事業に限れば、関・加藤 (2023b) が日本における「官民連携組織の拡大」として複数事例を紹介している。またかつて存在した地方公営企業の複合経営の事例として金沢市企業局の例が存在した(神尾、2016)が、2022年に民営化され消失した。

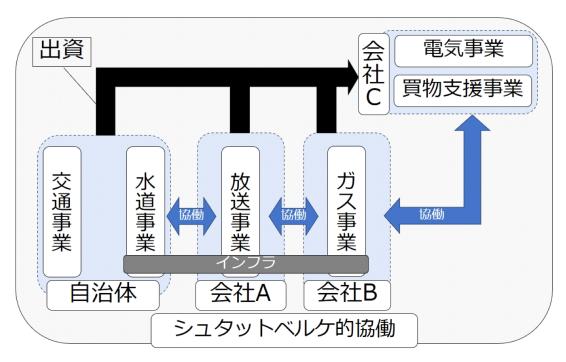


図 2 日本におけるシュタットベルケ的協働のイメージ図

出所:筆者作成

注:図中で挙げている公益事業は一例である。

ドイツのシュタットベルケの事業モデルは、公益事業間での損益通算によって自治体が「税収漏出回避」をしながら、同時に適切な価格でサービスを提供するKommunaler Querverbundと呼ばれており、先行研究はこれを「自治体内内部補助」または「自治体横断的企業連合」と呼称している(齋藤、2015 P.22)。これを踏まえると、「シュタットベルケ的協働」は、自治体内外の企業連携体であり、その協働関係のなかにおける公益事業の相互補助関係の構築として捉えることができる。更にはこの協働関係における相互監視や協定締結などの手法によって、日本版シュタットベルケの公共性担保を確立することもあり得るだろう。

このようなシュタットベルケ的協働関係構築の萌芽は自治体新電力としての日本版シュタットベルケの実践のなかに見出すことができる。例えば鳥取県米子市に本社をおく「ローカルエナジー株式会社」は、株式会社中海テレビ放送、山陰酸素工業株式会社、三光株式会社、米子瓦斯株式会社、皆生温泉観光株式会社、米子市、境港市の共同出資によって設立された自治体新電力である。そこでは出資事業者間で協定が締結され、それぞれの事業内容に応じた協働が目指されている(諸富、2020)。

またこの協働関係には地域間関係の観点を持ち込むことも重要である。地域間関係は、課題に直面している自治体間の課題状況や課題認識に応じて様々な関係が生じ得る。典型的なものは、都市部と農村部の関係である。



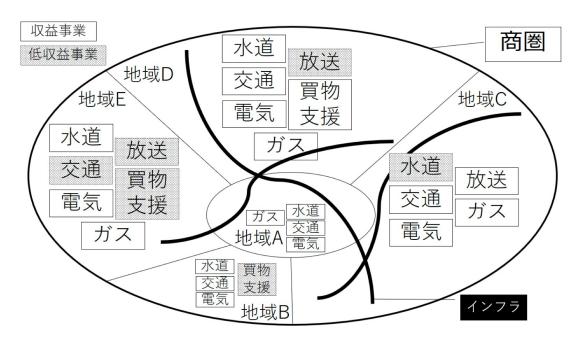


図3 シュタットベルケのサービス総合性と地域間関係

出所:筆者作成

注:図中で挙げている公益事業は一例である。

図3を都市部と農村部の地域間関係として捉えた場合、都市部を構成する地域Aや地域Cにおける公益事業の収益が、農村部を構成する地域B・D・Eの低収益である公益事業の供給を存続させることになる。しかし一方で農村部は、都市部に対して生活圏として良好な居住環境の提供や、様々な生態系サービスの供給を担うといった関係が想定される。これは自治体間関係としてのみならず、商圏たる自治体の範囲が広域である場合、自治体内部の地域間関係としても同様に考えることができる。

このような地域間関係の観点が欠如し、シュタットベルケ的協働がその商圏において中核となる自治体や地域を中心とするものとして取り組まれた場合、まずは協働関係の構築が限定的になってしまうおそれがある。中核となる自治体や地域に対して周辺に位置づけられた自治体や地域は、その協働を自分とは無関係のものとして捉えるようになり、時にはそれを否定的に評価することに繋がる可能性がある。また商圏内部において中核となる自治体や地域のみがサービスの総合性を実現できたとしても、やがて周辺に位置づけられた自治体や地域から衰退が進み、ひいては中核となる自治体や地域にも影響が派生し、商圏全体の経済社会の再生産が滞ることにも繋がる。そのため、商圏において中核となる自治体に対して周辺自治体が形成されてしまうという懸念に対処する必要が認識される。

おわりに

本稿では、日本とドイツの相違点を踏まえ、ドイツのシュタットベルケの事業モデ

8 2024年3月



ルを日本において実現するための日本版シュタットベルケの新たな連携体が想定し得ることを分析した。今後は、このような「シュタットベルケ的協働」の実践例を調査しながら、図3で示した地域間関係の具体的なあり方を解明し、そこにおける望ましい協働関係の構築について研究を進めていく。

参考文献

- 朝日ちさと・土屋依子・小谷将之(2020)「地域の持続可能性に資するインフラ・マネジメントの制度設計:ドイツの都市公社"Stadtwerke"(シュタットベルケ)を事例として」『国土交通政策研究所報』77・78、pp.110-127
- 稲垣憲治・小川祐貴・諸藤徹(2021)「自治体新電力の現状と発展に向けた検討~74 自 治体新電力調査を踏まえて~」京都大学大学院経済学研究科再生可能エネルギー 経済学講座ディスカッションペーパーNo.37
- 入谷貴夫(2008)『第三セクター改革と自治体財政再建』自治体研究社
- 宇野二朗(2016)「再公営化の動向からみる地方公営企業の展望:ドイツの事例から」 『都市とガバナンス』25、pp.16-34
- 宇野二郎(2018)「ドイツにおける地方公営企業の構造」『札幌法学』29(1・2)、pp.77-96 宇野二郎(2019)「これからの地方公営企業はどのように位置づけられるべきか」『都市 問題』110、pp.40~50
- 大島誠・金目哲郎(2012)「PFI 方式における付帯事業について」『人文社会論叢 社会科学篇』27、pp.31-50
- 太田隆之(2022)「近年の県営電気事業の現状と課題に関する調査研究」『公営企業の経営戦略、法適用化、広域連携の取組、経営分析手法等に関する調査報告書』地方公共団体金融機構
- 太田正(1991)「地方公営企業と経営の多角化」『立教経済学研究』45(2)、pp.103-120 尾﨑浩一(2022)「政策で方向付けされた市場での中小企業の両利きの経営の研究―ド イツ・シュタットベルケのデータによる検討」『日本経営学会誌』51、pp.62-76
- 神尾文彦(2016)「地方公営企業の地域複合経営に関する考察」『公営企業』47(12)、pp.4-14
- 小谷将之・土屋依子・朝日ちさと・山腰司(2021)『国土交通政策研究第 159 号 インフラ・公共サービスの効率的な地域管理に関する研究』国土交通省国土交通政策研究所
- 齋藤純子(2015)「ドイツの交通インフラ及び地域公共交通の財源問題─利用者負担を めぐって」『レファレンス』 2015 年 12 月号、pp.1-30
- 関隆宏・加藤裕之(2020)「分野横断型の官民連携モデル〜ドイツ・シュタットベルケがもたらす価値〜」『水道公論』56(8)、pp.69-76
- 関隆宏・加藤裕之(2023a)「シュタットベルケの人材戦略等から見るわが国の上下水道 PPP のあり方についての考察 その①」『水道公論』59(6)、pp.34-44



- 関隆宏・加藤裕之(2023b)「シュタットベルケの人材戦略等から見るわが国の上下水道 PPP のあり方についての考察 その②」『水道公論』59(7)、pp.44-52
- 総務省(2016)「電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公営企業法等の 運用について(通知)」
- 瀧口信一郎(2015)「地方創生とエネルギー自由化で立ち上がる地域エネルギー事業―ドイツ・シュタットベルケからの示唆と地域経済への効果―」『JRI レビュー』7(26)、pp.97-110
- 中島弘雅(2010)「第三セクターの経営破綻と地方自治体の財政再建」『沖縄法政研究』 13、pp.69-100
- 中山琢夫(2017)「ドイツのシュタットベルケは,配電網の再公有化を通して何を目指しているのか」『経済論叢』190(4)、pp.39-52
- 長谷川宗昭・佐々木拓朗・生形嘉良・川野哲(2009)「地方公共団体が抱える第三セクター等の経営診断について」『こうえいフォーラム』18、pp.67-73
- 三上巧(2023)「広域合併したまちの脱炭素地域づくり: 宮古市版シュタットベルケから始まる地域内経済の好循環の拡大をめざして」『月刊自治研』65(765)、pp.35-41
- 宮森征司(2023)『自治体事業と公私協働―組織法的観点に基づく公法学的研究』日本 評論社
- 諸富徹(2020)「自治体エネルギー公益的事業体「日本版シュタットベルケ」の可能性」 『季報エネルギー総合化学』43(3)、pp.33-44
- 諸富徹・稲垣憲治・太田隆之・白石智宙(2023)「地域プラットフォームとしての日本版シュタットベルケ―圏域単位での持続可能な地域発展を担う主体とは―」『地方財政』62(6)、pp.4-17
- 山本武人(2017)「ドイツ・シュタットベルケのビジネスモデルが持つ競争力に関する 一考察」『Mizuho Industry Focus Vol.191』みずほ銀行
- ラウパッハ・スミヤ ヨーク(2017)「ドイツシュタットベルケの変化するヨーロッパエネルギー市場への対応戦略」『経済論叢』190(4)、pp.13-37
- ラウパッハ・スミヤ=ヨーク(2020)「Public Value を織り込む Public Corporate Governance の在り方ードイツ・シュタットベルケの事例研究からの考察」『財政と公共政策』42(2)、pp.28-42
- ラウパッハ・スミヤ ヨーク(2021)「ドイツ・シュタットベルケのパブリック・コーポレートガバナンスの実態と課題」『地方財政』60(2)、pp.274-309

10 2024年3月